鳥栖市公告第２５号

鳥栖スタジアム夜間照明施設ＬＥＤ化事業について、公募型プロポーザル方式で業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和７年７月８日

鳥栖市長　向　門　慶　人

１　事業名等

（１）事業名称

鳥栖スタジアム夜間照明施設ＬＥＤ化事業

（２）履行場所

佐賀県鳥栖市京町８１２番地　鳥栖スタジアム（駅前不動産スタジアム）

（３）事業内容

①　夜間照明ＬＥＤ化に係る事前調査・設計業務

②　本事業の施工に必要な物品の調達

③　既設照明の撤去

④　夜間照明器具・照明制御盤・分電盤の更新

⑤　更新後の夜間照明器具及び照明制御盤の試験・報告

⑥　その他本事業に必要な更新設備への電源供給及び配線工事

⑦　メインスタンド照明器具架台の再塗装

なお、詳細については、別紙「鳥栖スタジアム夜間照明ＬＥＤ化事業に関する要求水準書」のとおりとする。

（４）事業費限度額

４５０，０００，０００円（消費税及び地方消費税額含む）

２　応募条件

（１）応募者の役割

応募者は、次の役割を担い、共同企業体の場合は構成員が以下の役割を分担するものとする。

(ア)事業役割

本市との連絡窓口となり、契約等の諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。

（イ）設計・施工役割

設計・計画・施工に関するすべての業務を実施する。

（ウ）その他役割

上記（ア）（イ）以外の既設設備の調査等に関する業務を各々実施する。

（２）応募者の要件

① 本事業を行う能力を有する単独企業あるいは共同企業体であること。

② 単独企業で応募する場合は、２の（１）のすべての役割を担うことができる企業であること。

③ 応募者は、過去１０年以内に、単独企業あるいは共同企業体の構成員として、官公庁における屋外体育施設ＬＥＤ化事業の実績を有すること。なお、実績については、ＬＥＤ化事業が完了しているものを指す。

④ 鳥栖市競争入札有資格者名簿に登録されている電気工事Ａ級で本市に本店、支店、若しくは営業所を有する業者が元請けとして参画すること。

３　応募資格

プロポーザルに応募できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

（１）鳥栖市競争入札有資格者名簿に登録されている電気工事の業者であること。

（２）鳥栖市より入札参加停止措置を受けていないこと。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年５月３日政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

（４）破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

（６）次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア　役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表

者を、法人格を持たない 団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。以下同じ。） 第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

４　その他

この公告に記載のないものは、鳥栖スタジアム夜間照明施設ＬＥＤ化事業に係る公募型プロポーザル実施要項のとおりとする。

５　担当部署

〒８４１－００３４　鳥栖市京町８１２番地

鳥栖市役所　スポーツ文化部　スポーツ振興課（鳥栖スタジアム内）

ＴＥＬ：０９４２－８５－７３３２　　ＦＡＸ：０９４２－８１－１３６１

電子メールアドレス：sports@city.tosu.lg.jp